

北労基発 0309 第 1 号
令和 4 年 3 月 9 日

一般社団法人北海道電業協会北海道支部長 殿

厚生労働省北海道労働局
労働基準部長
(公 印 省 略)

規格不適合の墜落制止用器具に関する注意喚起について

労働基準行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省は、平成 31 年に高所作業において使用される墜落防止用の保護具は原則としてフルハーネス型を使用することとする法令改正を行いました。このうち、墜落制止用器具の規格（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号。以下「構造規格」という。）については令和 4 年 1 月 1 日をもって経過措置期間が終了し、令和 4 年 1 月 2 日より完全適用されました。

厚生労働省は、販売されている墜落制止用器具の安全性を確保するため、構造、性能、強度等を試験する、買い取り試験を実施していますが、このたび、買い取り試験を行った墜落制止用器具の一部の製品について、構造規格を満たしていないものがあることが判明したため、別添のとおり公表しました。

貴団体におかれましても、下記の墜落制止用器具の製造、輸入、販売及び使用にあたっての留意すべき事項について、貴団体会員等に対し周知いただくとともに、墜落制止用器具の適切な製造、輸入、販売及び使用につきまして御協力をお願い申し上げます。

記

構造規格第 9 条では、墜落制止用器具の見やすい箇所に、墜落制止用器具の種類、製造者名及び製造年月を表示することが定められ、またショックアブソーバの見やすい箇所に、ショックアブソーバの種類、最大の自由落下距離、使

用可能な重量、落下距離を表示することが定められています。

1 製造者の実施事項

製造にあたっては、構造規格で定められた試験を行った上で必要な表示を行ってください。

2 輸入者、販売者及び使用者の実施事項

輸入、販売及び使用にあたっては、定められた事項が適切に表示されているか確認してください。

適切な表示がない製品については、必要な性能を有していないおそれがあり、法令違反となりますので輸入、販売及び使用を中止し、直ちに所轄の労働基準監督署に報告するとともに、販売者におかれましては、販売済みのものを回収して下さい。

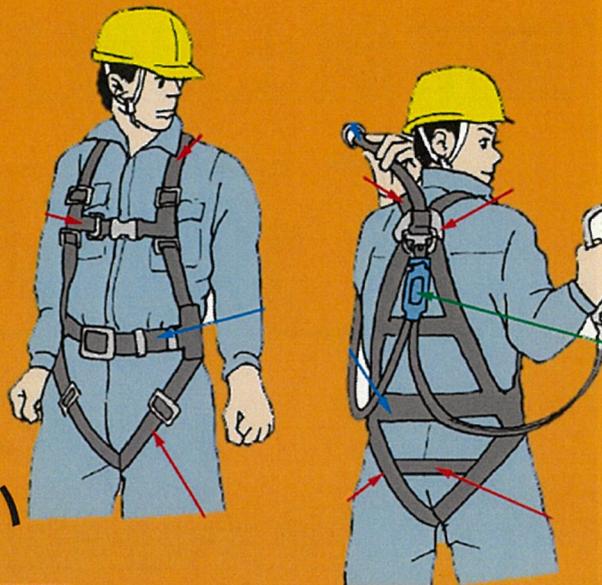
担当 北海道労働局労働基準部安全課 副主任安全専門官
電話 011-709-2311 内線 3552

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

令和4年1月2日からは

墜落制止用器具

をご使用ください



主な変更点

①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更

※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯		墜落制止用器具
胴ベルト型（一本つり）	○→	胴ベルト型（一本つり）
胴ベルト型（U字つり）	×→	
フルハーネス型（一本つり）	○→	フルハーネス型（一本つり）

②フルハーネス型の使用が原則に



※ただし、高さが6.75m以下の場合には「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

③特別教育の義務付け

以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。

- 1.高さが2 m以上の箇所
- 2.作業床を設けることが困難なところ
- 3.フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

墜落制止用器具の規格第9条に基づく

「適切な表示」※

の有無をご確認ください。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具 本体

種類：フルハーネス型又は胴ベルト型

製造者名：〇〇社

製造年月：20〇〇年〇月

ショックアブ ソーバ

種別：第一種又は第二種

最大自由落下距離：〇.〇m

使用可能な重量：〇〇kg

落下距離：〇.〇m

「適切な表示」が無いものは、
必要な性能を有していないおそれがあり、
法令違反となります。

販売及び使用は絶対にしないでください。

墜落制止用器具の取扱いに係る詳細はこちらをチェック！



(参考)

基安安発0225第1号
令和4年2月25日

別紙の団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

規格不適合の墜落制止用器具に関する注意喚起について

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、平成31年に高所作業において使用される墜落防止用の保護具は原則としてフルハーネス型を使用することとする法令改正を行いました。このうち、墜落制止用器具の規格（平成31年厚生労働省告示第11号。以下「構造規格」という。）については令和4年1月1日をもって経過措置期間が終了し、令和4年1月2日より完全適用されました。

厚生労働省では、販売されている墜落制止用器具の安全性を確保するため、構造、性能、強度等を試験する、買い取り試験を実施しています。

このたび、買い取り試験を行った墜落制止用器具の一部の製品について、構造規格を満たしていないものがあることが判明したため、別添のとおり公表しました。

貴団体におかれましても、下記の墜落制止用器具の製造、輸入、販売及び使用にあたっての留意すべき事項について、貴団体会員等に対し周知を徹底いただくとともに、墜落制止用器具の適切な製造、輸入、販売及び使用につきまして御協力をお願い申し上げます。

記

構造規格第9条では、墜落制止用器具の見やすい箇所に、墜落制止用器具の種類、製造者名及び製造年月を表示することが定められ、またショックアブソーバの見やすい箇所に、ショックアブソーバの種類、最大の自由落下距離、使用可能な重量、落下距離を表示することが定められています。

1. 製造者の実施事項

製造にあたっては、構造規格で定められた試験を行った上で必要な表示を行ってください。

2. 輸入者、販売者及び使用者の実施事項

輸入、販売及び使用にあたっては、定められた事項が適切に表示されているか確認し

てください。

適切な表示がない製品については、必要な性能を有していないおそれがあり、法令違反となりますので輸入、販売及び使用を中止し、直ちに所轄の労働基準監督署に報告するとともに、販売者におかれましては、販売済みのものを回収して下さい。

以上

(別紙)

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
一般社団法人日本鉄塔協会
一般社団法人送電線建設技術研究会
一般社団法人日本造船工業会
一般社団法人日本鉄鋼連盟
公益社団法人日本保安用品協会
公益社団法人産業安全技術協会
電気事業連合会
日本安全帯研究会
建設労務安全研究会
一般社団法人仮設工業会
一般社団法人合板仮設材安全技術協会
一般社団法人日本クレーン協会
一般社団法人軽仮設リース業協会
一般社団法人全国圧入協会
全国仮設安全事業協同組合
全国管工事業協同組合連合会
一般社団法人日本空調衛生工事業協会
一般社団法人日本建設機械施工協会
一般社団法人日本塗装工業会
一般社団法人全国建設業協会
一般社団法人日本左官業組合連合会
一般社団法人日本サッシ協会
一般社団法人日本電設工業協会
建設工業経営研究会
一般社団法人海外建設協会
一般社団法人日本道路建設業協会
一般社団法人日本埋立浚渫協会
一般社団法人鉄骨建設業協会

一般社団法人日本建設組合連合会
一般社団法人全国中小建設業協会
一般社団法人建設産業専門団体連合会
一般社団法人情報通信エンジニアリング協会
一般社団法人日本橋梁建設協会
公益社団法人全国鉄筋工事業協会
一般社団法人プレハブ建築協会
一般社団法人全国さく井協会
一般社団法人日本鳶工業連合会
日本室内装飾事業協同組合連合会
一般社団法人日本タイル煉瓦工事工業会
全日本板金工業組合連合会
一般社団法人日本エレベーター協会
一般社団法人情報通信設備協会
一般社団法人全国建設産業協会
一般社団法人全国クレーン建設業協会
一般社団法人日本造園建設業協会
一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
一般社団法人日本機械土工協会
一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会
一般社団法人日本シャッター・ドア協会
一般社団法人全国建設室内工事業協会
一般社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会
一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会
一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会
全国建具組合連合会
一般社団法人日本保温保冷工業協会
全国基礎工業協同組合連合会
全国建設業協同組合連合会
一般社団法人日本ウエルポイント協会
一般社団法人日本グラウト協会
一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会
一般社団法人日本海上起重技術協会
一般社団法人日本造園組合連合会
せんい強化セメント板協会
一般社団法人日本建設業経営協会

全国浚渫業協会

一般社団法人土地改良建設協会

一般社団法人全国防水工事業協会

一般社団法人日本基礎建設協会

一般社団法人全日本瓦工事業連盟

一般社団法人日本型枠工事業協会

一般社団法人全国ダクト工業団体連合会

日本外壁仕上業協同組合連合会

一般社団法人日本建築大工技能士会

一般社団法人四国電気・管工事業協会

一般社団法人全国コンクリート圧送事業団体連合会

一般社団法人全国タイル業協会

一般社団法人日本厨房工業会

一般社団法人重仮設業協会

一般社団法人日本計装工業会

全日本電気工事業工業組合連合会

全国圧気工業協会

公益社団法人日本エクステリア建設業協会

一般社団法人全国道路標識・標示業協会

一般社団法人日本金属屋根協会

一般社団法人斜面防災対策技術協会

一般社団法人全国建設産業団体連合会

一般社団法人日本下水道施設業協会

一般社団法人日本内燃力発電設備協会

一般社団法人日本建築板金協会

消防施設工事協会

一般社団法人日本運動施設建設業協会

全国圧接業協同組合連合会

一般財団法人中小建設業住宅センター

全国マスチック事業協同組合連合会

全国ポンプ・圧送船協会

全国板硝子工事協同組合連合会

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会

一般社団法人日本家具産業振興会

公益社団法人全国解体工事業団体連合会

公益社団法人日本推進技術協会

日本建設インテリア事業協同組合連合会
一般社団法人日本ウレタン断熱協会
一般社団法人日本配管工事業団体連合会
一般社団法人ビルディング・オートメーション協会
一般社団法人日本トンネル専門工事業協会
一般社団法人日本アンカー協会
一般社団法人日本ツープイフォー建築協会
一般社団法人日本木造住宅産業協会
一般社団法人日本潜水協会
一般社団法人全国特定法面保護協会
一般社団法人日本在来工法住宅協会
ダイヤモンド工事業協同組合
一般社団法人日本建設業連合会
一般社団法人フローリング協会
一般社団法人全日本漁港建設協会
一般社団法人マンション計画修繕施工協会
一般社団法人プレストレスト・コンクリート工事業協会
一般社団法人全国建行協
全国建設労働組合総連合
一般社団法人全国ガラス外装クリーニング協会連合会
公益社団法人日本通信販売協会
一般社団法人セーファーインターネット協会
一般社団法人 EC ネットワーク
オンラインマーケットプレイス協議会
日本チェーンストア協会
一般社団法人日本 DIY・ホームセンター協会
一般社団法人日本貿易会
日本小売業協会